

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 66 号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「区民部長」を「地域力推進室長、区民部長」に改め、同項第4号中「長」の右に「のうち区長が必要と認めるもの」を加える。

第9条第2項第2号中「区民部長」を「地域力推進室長、区民部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)